



無線通信試験／EMF試験／SAR試験

各国無線認証取得のための無線通信試験、および申請代行サービスを提供します

国内外認証における無線通信機器試験

無線通信機能を搭載した電気・電子機器が増えています。日本国内では、無線通信機器は必要に応じて「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則」に適合していることを確認し、技術基準適合証明書を取得しなければなりません。

また、海外の国々では、無線通信機器に対して、その国々の電波法や通信法などの規制に基づく試験や証明書等の取得を必要とする場合があります。

国内：電波法に基づく試験と認証

- ・ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則に基づく試験と認証
- ・ 電波法 第38条の2の2 第1項 第1号、第2号、第3号の事業

海外：無線通信機器の試験と申請代行

各国の無線通信機器の規制に基づく試験を実施しています。当機構の試験レポートは、北米や欧州等一部の国／地域において、認証取得の際に活用することができます。

ご要望に応じて海外機関への申請代行も行います。

- ・ 北米/欧州諸国
 - 米国FCC（米国連邦通信委員会）、カナダISED（イノベーション・科学・研究開発省）、欧州RE指令 他
- ・ アジア諸国（中国 SRRC、韓国 KC、台湾 NCC、タイNBTC、他）
その他地域につきましても、お気軽にお問い合わせください。

人体ばく露に関するEMF試験

電磁界のばく露による人体への影響を防止するため、電気・電子機器から発生する電磁界のばく露量について評価するための試験。

（EMF: Electromagnetic Fields）

- ・ 電磁界プローブを用いた試験方法
（IEC 62233 / EN 62233、EN IEC 62311 等）
- ・ Van der Hoodfen Test Headを用いた照明機器に対する試験方法
（IEC 62493 / EN 62493）

SAR（Specific Absorption Rate：電磁波エネルギー比吸収率）試験

日本国内関連法令に基づくSAR試験

- ・ 無線設備規則第14条の2（人体における比吸収率の許容値）
- ・ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（別表第1号）
- ・ 平成25年総務省告示第324号（人体（頭部及び両手を除く）における比吸収率の測定方法及び人体頭部における比吸収率の測定方法）
- ・ 平成16年総務省告示第88号（特性試験の試験方法）

海外：SAR試験と申請代行

- [アメリカ]
 - ・ FCC Part 2.1093、IEEE 1528および各種KDB（Knowledge Data Base）Proceduresに基づく試験
 - ・ TCB^{*1}を利用した申請代行
- [カナダ]
 - ・ ISSED RSS-102^{*2}に基づく試験
 - ・ TCBを利用した申請代行
- [欧州]
 - ・ 欧州RE指令^{*3}に基づく試験（EN 50360、EN 50566 等）
 - ・ 欧州NB（Notified Body）を利用した申請代行

^{*1} TCB： 米国通信認証機関（Telecommunications Certification Body）

^{*2} RSS： Radio Standards Specifications

^{*3} RE指令： 欧州の無線機器および通信端末機器を対象とした適合性指令（Radio Equipment Directive：RED）

試験設備および対応周波数

- ・ Schmid & partner Engineering AG社製 DASY5.2
- ・ SAM Phantom
- ・ Flat Phantom (ELI4)
- ・ EX Probe（～6GHz）
- ・ 基地局シミュレータ
 - MT8820C（Anritsu）
 - ・ GSM/GPRS/EGPRS
 - ・ W-CDMA/HSDPA/HSUPA
 - ・ LTE
 - CMU200（Rohde & Schwarz）
 - ・ GSM/GPRS/EGPRS
 - ・ cdma2000（1xRTTのみ）
- ・ 試験可能周波数
 - ・ 750/800/900MHz（GSM/W-CDMA/LTE装置等）
 - ・ 1450MHz（LTE装置等）
 - ・ 1750/1900/1950MHz（GSM/W-CDMA/LTE装置等）
 - ・ 2450MHz（802.11b/g/n Wi-Fi装置等）
 - ・ 2600MHz（WiMAX装置等）
 - ・ 5GHz（802.11a/n/ac Wi-Fi装置等）



無線通信試験／EMF試験／SAR試験

当機構で対応可能な試験

無線通信試験	
国	試験規格
日本	電波法 ・電波法 第38条の2の2 免許不要局（特定無線設備の技術基準適合証明） ・電波法施行規則 第6条 第1項 免許を要しない無線局（微弱無線設備） ・電波法施行規則 第46条（総務大臣による型式の指定、製造業者等による型式の確認）
アメリカ	FCC Part 15 Subpart C/E、Part 22 Subpart H、Part 24 Subpart E、Part 27、Part 90 等
カナダ	RSS-Gen/-210/-310/-247 etc.
欧州	欧州RE指令 ・ETSI EN 300 220 シリーズ ・ETSI EN 300 328 ・ETSI EN 302 291 ・ETSI EN 300 330 シリーズ ・ETSI EN 301 489 シリーズ ・ETSI EN 300 440 シリーズ ・ETSI EN 301 893 ・ETSI EN 303 413
その他	シンガポール、AS/NZS等、欧州・北米試験規格に準ずる試験

EMF試験	
試験規格	内容
IEC 62233 / EN 62233	10 Hz～400 kHzにおける人体曝露に関する家庭用および類似用途の電気機器の電磁界の測定方法 家庭用電気製品や電動工具などからの低周波磁界について、ICNIRP ⁴ 人体防護ガイドラインの限度値に対する適合性評価方法を定めている。 ⁴ ICNIRP：国際非電離放射線防護委員会（INTERNATIONAL COMMISSION ON NON - IONIZING RADIATION PROTECTION）
EN IEC 62311	0 Hz～300 GHzにおける人体ばく露制限に対する電気電子機器の適合性評価 電気/電子機器全般における人体ばく露に関する要求で、試験対象としては非意図的／意図的放射装置ともに含まれている。
IEC 62479 / EN 62479	低電力機器の電磁界（10 MHz～300 GHz）の人体ばく露に関連する、基本的制限事項を伴う電気/電子機器の適合性評価
IEC 62493 / EN 62493	照明機器に対する人体ばく露要求

SAR試験	
国	試験規格
日本	電波法 無線設備規則第14条の2（人体における比吸収率の許容値） 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（別表第1号） 平成25年総務省告示第324号（人体及び人体頭部における比吸収率の測定方法） 平成16年総務省告示第88号（特性試験の試験方法）
アメリカ	FCC Part 2.1093、IEEE 1528 および 各種 KDB Procedures に基づく試験
カナダ	ISEDによって規定されている無線デバイスに対する技術的要求事項：RSS-102に基づく試験
欧州	欧州RE指令 EN 50360、IEC 62209-1、EN 62209-1 EN 50566、IEC/IEEE 62209-1528、EN 62209-2

お問い合わせ先 <https://www.jqa.jp>

一般財団法人 日本品質保証機構

安全電磁センター 営業課

〒192-0364 東京都八王子市南大沢4-4-4 TEL 042-679-0246 / FAX 042-679-0170 E-mail jtp-safety-cstm@jqa.jp

北関西試験センター 営業課

〒562-0027 大阪府箕面市石丸1-7-7 TEL 072-729-2244 / FAX 072-728-6848 E-mail kita-customers@jqa.jp

中部試験センター 営業課

〒481-0043 愛知県北名古屋市中村五反22 TEL 0568-24-5111 / FAX 0568-24-5122 E-mail shikatsu-emc-cstm@jqa.jp